

コミュニティソーシャルワーカーによる 地域コミュニティ形成

—愛知県長久手市の取り組みから—

加藤昭宏¹⁾・松宮 朝

はじめに

近年の地域コミュニティ形成をめぐる議論においては、当該地域におけるソーシャル・キャピタル、コミュニティ資源、自治的基盤など、何らかの有用な資源に注目し、そこから地域コミュニティ形成を展望することが主流となっている。ここでは、「地域における個人や地域社会が秘めるストレンクスを発見することに焦点をあてることに力点を置く」地域アセスメント（高木，2016：35）をもとにした、地域のストレンクスモデルが焦点化されることになる。地域コミュニティ形成のために活用できる「強み」、ストレンクスを探る方法論が採られており、地域の実践現場においても、こうした地域コミュニティの「強み」を探る住民のワークショップが主流の方法として活用されるようになってきている（松宮，2017）。

もっとも、ここで注意しなければならないのは、強いコミュニティ基盤のあるところに地域コミュニティが形成されるという、トートロジカルな議論に陥る問題を孕んでいることである。ソーシャル・キャピタルの基盤が乏しいような、その意味では「強み」に欠けた、ストレンクスを見出すことが困難な条件のもとで、地域コミュニティ形成はどのような形で可能なのだろうか。本稿では、この課題に対して、「地域共生社会」を推進する福祉政策の影響のもとで、コミュニティソーシャルワーカー（以下CSW）の実践による地域コミュニティ形成に注目する。「地域共生社会」推進施策と、そのモデルのひとつとなった愛知県長久手市の事例分析から、この課題にアプローチしたい。まずは、その前提となる近年の地域福祉政策の動向から確認しておこう。

1. 「地域共生社会」推進施策と地域コミュニティ

近年の地域福祉政策は、地域包括ケアシステム推進を基盤としてきた（加藤，2018）。2011年に改正され、2012年4月から施行された介護保険法でも明記されたように、福祉政策上中心的な位置を占めるようになってきている。この地域包括ケアシステムの発展バージョンとして、2016年に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を中心に、「地域共生社会」をキーワードとした諸政策が打ち出されている。2017年に改正された社会福祉法第4条では、地域住民が、地域の福祉団体と連携して地域生活課題を解決することによって地域福祉を推進することが求められるようになった。孤立や防災などに限らず、地域福祉分野を中心とした多くの生活課題を、地域住民の参加によって解決する力を高めることが要請され、これに対応する地域社会のしくみづくりが求められている状況である。これは、地域福祉からのコミュニティ政策と見ることができ、地域コミュニティ形成に大きな影響を及ぼしつつある。

この「地域共生社会」の初出は、2016年6月の『ニッポン一億総活躍プラン』とされ（二木，2018）、「地域共生社会」と地域包括ケアとの関係は曖昧とされる（藤井・二木，2018）ものの、実質的には地域包括ケアシステムの拡大・深化版とみることができる。厚生労働省は、今後の地域福祉の柱として、「地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である「地域共生社会」を提起しているわけだが、その具体的な内容としては、①他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能、②「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める

場、そして③市町村における包括的な相談支援体制の3つが挙げられている（地域力強化検討会編，2017）。

こうした流れのなかで、地方自治体レベルの政策においても、2017年12月12日厚生労働省通知により、「市町村における包括的支援体制の整備」促進が明記されることとなった。2018年4月に社会福祉法が改正され、第4条において、①福祉サービスを必要とする地域住民と世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、②地域社会からの孤立に関する課題、③あらゆる分野に参加する機会の確保の課題という、3つの「地域生活課題」について把握し、関係機関と連携し、解決を図ることが「地域福祉の推進」とされている。

では、こうした政策的推進は、地域コミュニティ形成にどのような影響を与えているのだろうか。地域包括ケアシステムの推進が地域にゆだねられた（二木，2018）のと同様に、「地域共生社会」推進も市町村に政策課題としてゆだねられているのが現状であるものの、地方自治体レベルの取り組みが、地域コミュニティ形成にも大きな影響を与えていることは間違いない。次に、その影響をめぐる議論を検討した上で、本稿の視点を示しておきたい。

2. 「地域共生社会」とコミュニティソーシャルワーカーへの期待

「地域共生社会」推進による地域政策は、「地域福祉の主流化」（武川，2006）の流れのもと、地域福祉からのコミュニティ政策の推進と位置付けることができる。こうしたなかで「地域共生社会」推進によるコミュニティ形成に対する期待が集まっている。このような動きを評価する議論はいくつかあるが、代表的なものが、福祉コミュニティ実現のための法制度化に対する評価である（和田，2018：14-15）。和田は、2017年の社会福祉法改正に伴う「地域共生社会」の持つ意味と、①「人」と「人」との基本的結びつき、②地域生活の新しい「質」を含み、「さまざまな意味での異質・多様性を認め合って、相互に折り合いながら、自覚的に洗練された新しい共同生活の規範、様式」としての「福祉コミュニティ」の構想との間に共通性を見ている（和田，2018：169-170）。

このような評価の一方で、「地域共生社会」推進による地域コミュニティ推進の政策に対する疑念も提起されている。そもそも「地域包括ケア」推進をめぐる議論において「社会的負担・コスト」が後退することの問題が指摘されていた（天田，2018）。その発展版ともいえる

「地域共生社会」推進においても、参画可能な住民層の限界を無視して危機感、道徳的に訴えること（松端，2018：154-155）や、「住民の安易なコミュニティサービスとしての資源化や動員につながりかねない」、「家族に代わる地域の過剰期待を伴った社会経済政策の枠組みを越えることがない」といった批判がある（藤井，2018）。地域社会の住民に「我が事」を押し付けることで、結果として「社会的」の対義語となっているという指摘（三島，2017：144）に示されているように、地域住民の主体性、地域コミュニティに課題解決の責任を負わせるあり方への批判と考えられる。

こうした批判は、さまざまな福祉的ニーズを地域コミュニティに一方的に押し付け、その解決を強いるという問題を的確に指摘するものである。こうした批判に対して、一方的に地域コミュニティにゆだね、課題解決を押し付けるのではなく、地域コミュニティ形成に寄与し、その課題解決力を高めることを促すCSWによる地域コミュニティ形成が注目されつつある（河合，2018）。2016年の厚生労働省「地域力強化検討会」中間とりまとめ『地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会』においても、社会福祉協議会の地区担当（CSW）によって、住民の主体的な課題の把握と解決する体制づくりにかかわる役割が位置付けられている（和田，2018：184）。本稿の課題である、コミュニティ資源が乏しい地域での地域コミュニティ形成とも関連するが、地域コミュニティの形成を自然なプロセスにゆだねることは困難であり、課題解決力を高めるために、高齢者の社会的孤立、若者のひきこもりなど、様々な社会的課題に対して、社会的ニーズを地域の課題として解決する専門職としてCSWが注目されているのだ。

CSWは、「個別支援、地域支援の両方の役割を果たしながら、既存の制度にはつながらない問題を明確にし、課題化し、解決につながるしくみを構築していくところこそが、既存の社協ワーカー、地域包括支援センター職員の枠組みを超えた、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）ならでの役割」とされる（野村総合研究所編，2013：109）。2000年代に入り、大阪府、横浜市、千葉県などでCSWの導入が進み、大阪府では、「大阪府地域福祉支援計画」（2003年）、「大阪府健康福祉アクションプログラム」（2004年）により、その積極的な導入が進められた（室田，2012；松端，2018）。その中でも有名なのが、小学校区単位の校区福祉委員会を基盤に、行事中心から個別支援のできるボランティア組織形成を進めた大阪府豊中市の事例である

(勝部, 2014, 2016)。東京都社会福祉協議会でも2010年から「地域福祉コーディネーター養成等検討委員会」が設置される(和田, 2018:185)など、近年では全国的にその導入が見られるようになり、2012年に実施された野村総合研究所による全国調査では、おおよそ6割の自治体でCSWが配置されていることが明らかになっている(野村総合研究所編, 2013)²⁾。

こうした「地域共生社会」推進を目的としたCSWによる実践については、ソーシャルワーク論、地域福祉論の視点からすでに検討を行っている(加藤, 2019)。本稿では、地域コミュニティ形成と福祉コミュニティをめぐる議論に引き付けて考えてみたい。福祉コミュニティと地縁組織の再編は、地域コミュニティ形成をめぐる議論における柱のひとつとなっている(高木, 2018)が、奥田理論をベースにした岡村理論の影響のもとで、「強い市民」が焦点化されていることの問題が指摘される(武川, 2006)。すなわち、主体的に地域参加が可能な層を福祉コミュニティの担い手として位置付けることで、「弱い市民」に対する視点が不十分となる問題である(石田, 2015)。本稿での問題関心からすれば、この「弱い市民」こそが重要である。CSWによる取り組みにより、福祉コミュニティの議論における「弱い市民」の参画可能性をどのように促進することができるか、そして、冒頭に示した地域コミュニティのストロングモデルに対して、コミュニティ資源が乏しい地域における資源創出、エンパワメント(狭間, 2016)がどのように可能となるか。この問題について、愛知県長久手市の事例から検討していきたい。

3. 愛知県長久手市の事例

CSWによるコミュニティ再編のあり方を検討するために、本稿では愛知県長久手市を事例として取り上げる³⁾。長久手市を事例として取り上げる理由のひとつは、「地域共生社会」推進のための第1回全国サミットが、2018年10月に長久手市を会場として開催されたことにある。長久手市は、名古屋市のベッドタウンで、2015年の国勢調査データでは住民の平均年齢が全国で最も若く(38.6歳)、2010~2015年の人口増加率は10.7%と市部では全国1位(全体では6位)である。その一方で、愛知県内では最も地縁組織の加入率が低く(約54%)、地域コミュニティの弱体化が課題となっており、コミュニティ再編の条件が不利な地域での展開可能性を検討するモデルとされたのである。

もう一点、本稿ではCSWの役割に注目するが、長久手市では、行政による地域参加を進める施策化ととも

に、「地域共生社会」の動きに先行する形で、CSW配置による地域包括ケアシステム構築が進められてきた。2014年に第一次の地域福祉計画・地域福祉活動計画(長久手市・長久手市社会福祉協議会編, 2014)が策定されて以降、CSWが各小学校区に順次配置され、現在は5名体制となっている。このように地域福祉の実現を目標とする地域福祉圏域を小学校区と定め、地域福祉圏域ごとにCSWを配置し、CSW活動を地域福祉推進の中心と位置付ける「地域共生社会」への対応が進められている。地縁組織の加入率や、コミュニティ資源の乏しさなど、地域コミュニティ形成の条件が必ずしも満たされていない地域における、CSWによる地域コミュニティ形成を見る上では、長久手市は適切な事例と考えられるだろう。

長久手市は、西に2027年のリニア中央新幹線開業を控えて好景気が予想される名古屋市、東には日本経済を牽引するトヨタ自動車本社のある豊田市に挟まれているという、立地上の特性がある。1971年の町制施行以降、地道な区画整理事業によって宅地開発が進められた結果、1970年に11,000人を超える程度だった人口は急激に増加し、約半世紀の間に、実に5倍の56,000人を超える規模にまで拡大し(図1)、高齢化率も低い(図2)。長久手市の人口増加理由としては、名古屋市東部に隣接する利便性、ベッドタウンとして宅地化開発による生産年齢人口の流入、富裕度・快適度、学園都市・文化施設・自然環境の充実が指摘されている(熊谷, 2018:75)。

このような人口増加に対応した大型商業施設の進出や、学校、公園などの整備により、生活環境の「質」が整えられた。その成果として、2015年の『日本経済新聞』「子育てをしやすいまち」ランキング1位、2016年の『日経ビジネス』「活力ある都市ランキング」3位、2018年東洋経済新報社「住みよさランキング」2位など、高い評価がなされている。これは、長久手市による都市整備、安心・安全のまちづくり、市民の力を生かすまちづくり、大学連携、市民主体の計画づくり、子育て支援、住環境の整備によるものと評価されている(小林・廣瀬, 2019)。

将来人口の予測は、2035年頃約65,000人をピークに増加し、以降減少していくとされる(長久手市編, 2017a)。全体としては人口減少が進んでいく愛知県の自治体の中では最大の伸び率と予測されている。その根拠としては、さらなる人口増に対応した宅地化のために、区画整理による市街化区域拡大を行っていることが挙げられる。これまでに実施されてきた名古屋市に隣接する西部地区だけでなく、リニモの駅を中心とした中央部

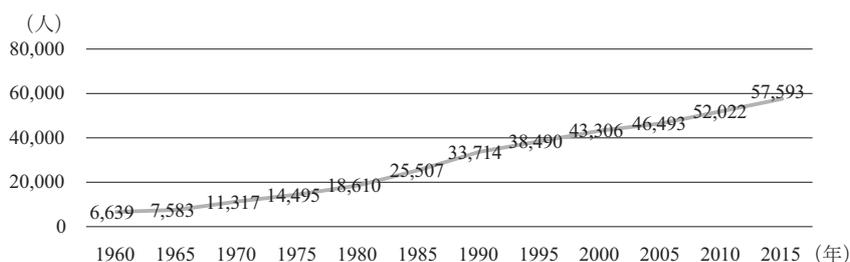


図1 長久手市の人口 (国勢調査)

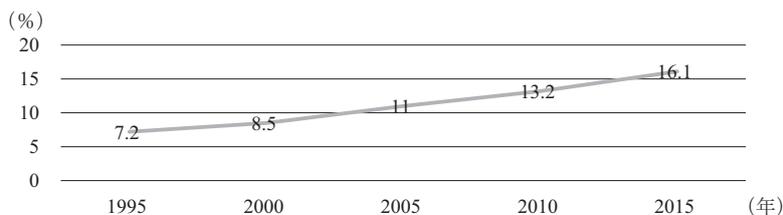


図2 長久手市の高齢化率 (国勢調査)

(長久手中央土地区画整理事業)、東部地域(公園西駅周辺土地区画整理事業)においても進められている。こうした区画整理事業とともに、イオン(長久手古戦場駅)、イケア(公園西駅)などの大型商業施設が誘致され、市街化区域として宅地開発が進行中である。

以上の点からすると、長久手市には何の課題もなく、明るい将来が約束されているように見えるだろう。しかし、長久手市で地域の活動にかかわる人びとの声からは、そんな能天気な明るさは聞こえてこない。むしろ、不思議なほどの緊張感に包まれている。それは、単純に明るい展望のみを描くことができないためである。具体的にみると、2035年直後から急激に高齢化が進み、全国のニュータウンで問題となっている高齢化、空き家の発生、地域コミュニティの衰退などの問題が、短期間に、集約される形で押し寄せるとされる。一般にベッドタウン型の都市は、人口増による一定の税収の伸びや、大型商業施設の開店による地域経済への効果・税収増はあるものの、自動車産業を中心とする大規模な製造業集積地である愛知県西三河地域の自治体のように、法人市民税の大幅な増収を見込むことができない。逆に、人口増によって若い世代に対応した生活基盤整備や、高齢化が一気に進む際の多額の歳出増に対する懸念が大きい。人口をめぐる問題としては、近年の人口増の裏返しとして、数十年後に一気に高齢化し、現在のニュータウンをめぐる状況がすでに懸念されているのだ。これは、企業の立地が進んでいるわけではないため、法人税収入は見込むことができないという、「ベッドタウン型」の地域の持つ問題(増田編著, 2014)といえる。

こうした課題に対して、長久手市の目指す方向性は、

地域住民の参加、共同性の再構築である。現在の人口増加に対応した積極的な投資ではなく、将来の人口減少と急激な高齢化を視野に入れ、小学校区を単位とした住民参加・協働のまちづくりである。このように、人口減少や財政難が深刻でないにもかかわらず、縮小を前提とした地域施策の導入が目指されている点が注目される。

こうした長久手市の取り組みの経緯を振り返ってみると、2012年6月には「日本一の福祉のまち」の実現という公約のもと、『新しいまちづくり行程表』を示している。ここでは「住民の力を生かした新しい役割分担のしくみをつくる」「元気なリタイヤ人をはじめ、主婦、若者、高齢者など幅広くボランティア活動への積極的な参加を目指す」というように、「地域参加」が強調されている。住民一人ひとりの居場所がある＝たつせがない人がいないとする方針に基づき、2012年4月には「たつせがある課」を新設し、同年7月には企画政策課の一部と市民協働課の全業務を担う体制がとられた。これにともない、市の政策、計画策定において、コンサルを使わず、住民がワークショップ型で議論する委員会運営が徹底されている(吉村, 2017)。2019年3月の「長久手市第6次総合計画」は、市民とのワークショップを中心に、すべて市の担当者の手作りで、市民と協働のもとに策定された。近隣関係など地域コミュニティ基盤の弱体化が進む中で、吉田市長は「わづらわしいまち」の再構築を提唱している(吉田, 2017)。一見するとネガティブなひびきを持つ「わづらわしい」関係をあえて前面に打ち出すことで、住民たちが協力するためのしくみづくりを施策として進める意図が込められている。

2015年8月に実施された長久手市長選挙の吉田市長の

公約でも、人口減少になり、行政の力ではやっていけなくなるため、小学校区単位のまちづくり協議会などに予算・権限を渡し、まちづくりを進めることが謳われている⁴⁾。地域づくりの基盤として計画されているのは、市内の6つの小学校区すべてに「地域共生ステーション」を設置することである。この「地域共生ステーション」では、小学校区単位での組織のネットワーク化と住民の参加によって、地域課題を住民自ら解決するという取り組みが進行中である。

この方針は、直近の長久手市予算編成にも貫かれている。2019年度当初予算では、前年度比5.5%増の200億円超の一般会計予算が組まれた。若年人口の増加に対応した保育園・児童発達支援センター、児童館一体型施設の整備費として約6億8000万円が計上されるとともに、各小学校区の拠点である「地域共生ステーション」整備費などに5億円以上を計上している点に注意したい⁵⁾。

「地域共生ステーション」は、小学校区ごとに住民が地域づくりに参加する拠点とする施設で、2013年から現在まで全6小学校区のうち4小学校区で設置されている。この拠点をベースに、地域づくりにかかわる諸団体や地域住民が協働するためのまちづくり協議会と地区社協による組織づくりを進め、さらに地域の悩み事を包括的に把握し、地域での解決につなげる専門職であるCSWを配置することにより、福祉を中心としたまちづくりが展開されている。

さらに、6つの小学校区に「まちづくり協議会」を設け、校区単位で各団体が集まれる場をつくり、それぞれの課題を話し合ってもらい、市が予算を付けて事業化する取り組みが進む。長期的な人口縮小傾向をあえて先取りし、小学校区ごとに「地域共生ステーション」を設置し、地区社協、まちづくり協議会の設置、住民が諸施策の運営に参画することにより、人口減少、高齢化に対応することを模索している。「地域共生ステーション」、地区社協を拠点とした活動の推進役として期待されるのが、CSWの役割⁶⁾である。

もっとも、このような地域コミュニティを基盤にするまちづくりに対して、その条件、資源が乏しいことに注意しておく必要がある。長久手市の自治会加入率は、2004年60.3%、2009年60.2%、2017年53.8%となっており、愛知県内最低である。名古屋市に隣接し市街化区域が多い西部では、39.9%の自治会連合会がある一方で、市街化調整区域が広がる東部地域では74.2%の加入率の小学校区が存在している(表1)。地縁組織だけでなく、ボランティアについては、ここ数年は登録人数、登録グループ数とも減少傾向であり、子ども会の解散なども目

表1 小学校区別地域特性

	長久手	西	東	北	南	市が洞
高齢化率(2015)%	19.5	16.9	21.8	14.6	13.7	11.6
自治会加入率(2016)%	65.3	39.9	74.2	60.6	45.1	56.2
地域共生ステーション	なし	設置	なし	設置	設置	設置
まちづくり協議会	なし	設置	なし	準備中	準備中	設置
地区社協	設置	設置	設置	設置	設置	設置

表2 長久手市社会福祉協議会登録ボランティア、子ども会⁷⁾

	社協ボランティア		子ども会	
	登録人数	グループ数	会数	人数
2008	2,915	93	30	1,049
2009	3,295	104	30	1,042
2010	3,197	104	30	1,362
2011	3,580	118	28	941
2012	3,772	129	27	782
2013	3,561	124	25	808
2014	3,518	132	21	682
2015	3,235	126	21	645
2016	3,449	121	17	813
2017	3,438	112	18	843
2018	4,305	117	17	644

に付くようになった(表2)。

意識調査レベルで見ても、「平成28年度長久手市市民意識調査」(長久手市編, 2017b)では、過去3年間の市民活動への参加は「参加した」が53.6%である。今後の地域活動、ボランティア、NPO活動に「参加したい」は37.6%で、「参加したくない」56.9%を下回る。地域とのつながり意識の低さ、困ったときの相談相手は市外という、市民意識が見られることも指摘されている(草郷, 2015)。このように、人口増とともに進行する地域活動への参加、地縁関係の希薄化が課題となっているわけだが、こうした不利な条件のなかでクローズアップされるのが、CSWによる地域コミュニティ形成である。

4. 長久手市のコミュニティソーシャルワーカーの実践と地域コミュニティ⁸⁾

長久手市では、市民意識調査でCSWの配置の必要性が9割を超えた(佐野・松宮, 2013: 26-27)ことを受け、「地域において、支援を必要とする人の援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発し、公的制度との関係を調整したりするコーディネーターを行

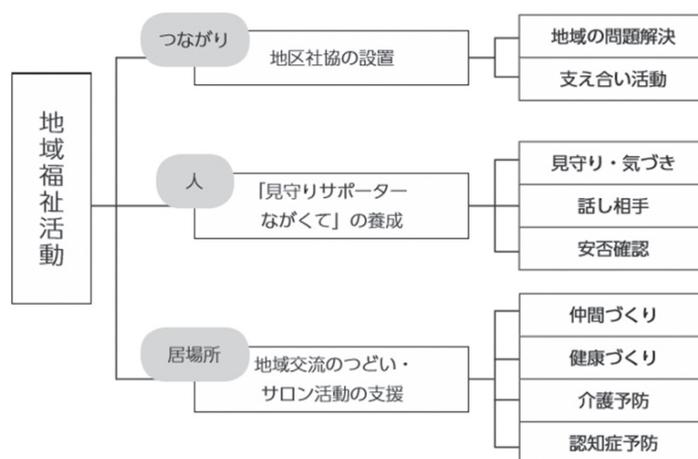


図3 重点プロジェクト

(長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会編, 2014: 60)

う専門職」(長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会編, 2014: 135)としてCSWを設置した。CSWは地域福祉の実現を目標とする地域福祉圏域である小学校区ごとに配置され、地域福祉推進の中心として、各種専門相談員、相談機関と連携し、地域における相談体制を確立、CSWを核とした地域におけるケースマネジメント体制構築を目指している(同上: 31)。6つの小学校区のうち、2014年4月に西小学校区に配置後、2020年4月現在で5名体制となっている。

「第1次長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画」における社会福祉協議会の実施する重点プロジェクトとしては、①地区社協の設置、②「見守りサポーターながくて」の養成、③地域交流のつどい・サロン活動の支援の3つがあり(同上: 60)、それぞれ「つながり」、「人」、「居場所」の三本柱として、地域福祉活動を行っていくことが示されている(図3)。これらの取り組みについて、CSWによる地域コミュニティ形成という観点から検討しておこう。

地域交流のつどい・サロン活動の支援、「見守りサポーターながくて」の養成

長久手市社会福祉協議会では、2019年3月現在、市内に48のサロンがあり、年平均2箇所程度新規のサロンが開設されている。長久手市社会福祉協議会では趣味の活動を行うサロンに対しても助成を認めており、茶話会や体操、グラウンドゴルフだけではなく、パン作り、つまみ細工、物づくりなどの手仕事、麻雀、カラオケなどを行うサロンもある。これは、ただの茶話会では行きたくないが、麻雀であれば行きたい、などのニーズにも対応するためである。また、サロンに参加されている高齢者を、CSWが民生委員・児童委員や地域包括支援セ

ンターと連携し見守りをしている事例もある。

CSWとして、地域に身近な相談員としてサロン立ち上げに関する相談も受けており、社協の事務所で待っているだけではなく、地域の中に身近に相談ができるCSWがいることで、サロンの立ち上げがより推進される傾向にあると考えられる。子育てサロンの立ち上げにもCSWとして関わっており、サロン立ち上げ当初は、毎月CSWによる「子育て不安」や「乳幼児発達」等に関する学習会を行ってきた。また現在も定期的に訪問し、適宜参加者からの相談を受けている。サロンに相談機能を持たせることで、子どもの虐待予防や子育て不安の軽減につながっている。高齢者サロンにおいてもCSWが地域福祉学習会として認知症等について話をし、認知症の予防や各種疾患等に対する知識の普及を行っている。このように、サロン活動を通して、CSWによる地域住民の交流の場づくり、見守りの場として機能させていく取り組みにつながっている。

こうした実践とともに、地域コミュニティの活動主体を創出する取り組みが、「見守りサポーターながくて」の養成事業である。この事業は、「一人暮らし高齢者や75歳以上高齢者世帯の見守り、虐待や見守りが必要な人の早期発見を担う地域のアンテナ役となる『見守りサポーターながくて』を養成し、新しい見守り体制をつくることで、地域のつながりの再構築を目指す」(長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会編, 2014: 68)すものである。「地域に見守りサポーターを養成し、地区社協の構成員としてさまざまな角度から、より多くの人の目で見守りができるようなシステムを構築」(同上: 62)することが推進されている。

主な活動内容は、気になる方や援助や支援が心配な方

を発見した時に、社会福祉協議会又は地域の民生委員・児童委員に連絡するものである。サポーターは初級、中級、上級と3クラスに分かれている。

- ・初級：中学生以上で、初級の養成講座を受講した者を対象とし、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるために、積極的にあいさつをしたり声かけ運動を行い、困っている人、気になる人をみかけたら連絡をする地域のアンテナ役
- ・中級：初級修了者、民生委員・児童委員及び自治会等から推薦のあった者で、中級の養成講座を受講した者を対象とし、初級の活動に加え、地域のサロン活動の支援や、地区社協の部会員として活動する役割
- ・上級：中級講座修了者、民生委員・児童委員及び自治会等から推薦のあった者で、上級の養成講座を受講した者を対象とし、自宅近隣の見守り活動や社協からの依頼による訪問活動、地区社協の中心的役割として地域での福祉講話など推進活動をする役割

2018年3月の段階で、初級は1,185名、中級は154名、上級は35名の受講があった。これまで、「見守りサポーター ながくて」による徘徊高齢者の見守りや、介護保険サービス利用中の独居高齢者に対するサービス利用日以外の日の見守り・安否確認のための訪問、精神疾患のある方の不安軽減のための訪問、精神疾患のある方と近隣住民とのトラブルに対する近隣住民の不安軽減や状況変化等の把握のための訪問などのケースがあった。また、「見守りサポーター ながくて」より相談のあった介護保険サービス利用拒否の独居高齢者に対して、CSWがアウトリーチにより複数回訪問し信頼関係を構築した上で、生活支援の観点から「見守りサポーター ながくて」やボランティアとともに草刈りを行うことで、見守り体制構築を行ったケースもあった。CSWが「見守りサポーター ながくて」を養成し、同時に個別支援において「見守りサポーター」と相談者とをマッチングし、マネジメントしていくことで、地域コミュニティ構築に向けての基盤のひとつを形成しつつある。

この事業は、2018年10月より、中級（上級）を「生活支援サポーター」に再編し、サロン、地区社協におけるインフォーマルサービスの担い手としてさらなる進展が目指されるようになった。さらに、高齢者、障害者中心に、日常生活での見守り、声かけを行う「ご近所パートナー」への展開も進んでいる。この事業については、CSWによるサポートのもと、2019年度は19件のマッチング依頼があり、その内、5件への新規マッチングが完了した。その内訳としては、独居高齢者（日中独居含

む）の話し相手・見守り4件、精神障害を持つ複合世帯の子どもに対する服薬確認・話し相手1件となっている。

生活支援サポーターの2019年度活動実績は、見守りサポーター中級・上級から移行した人を含め、全登録者数が194名であり、活動のための「登録票」提出者は87名である。生活支援コーディネーターによる活動マッチングを行うことのできた実働サポーターは12名で、空きスペース（元喫茶店）を活用した麻雀サロンの運営補助1名、空きスペースを活用したサロン（居場所・体操）の運営補助1名、民間企業の空きスペースを活用した体操教室の運営補助2名、障害者サロンの運営補助（企画立案、当日の運営）3名、デイサービスでのボランティア（傾聴）2名、スマホ教室でのボランティア（講師補助）2名、病院入院中の高校生の学習支援（医大生ボランティア）1名となっている。

このうち、最初の2つの取り組みは、CSWとの協働による企画であった。ひとつは、地域包括支援センターからCSWへ相談のあった高齢者について、「ご近所パートナー」とマッチングした後、生活支援コーディネーターとともにサロン立ち上げにつなげたケースである。もうひとつは、同じく地域包括支援センターからCSWへ相談のあった高齢者について、ご近所パートナー利用が検討されたケースで、本人の見守りも兼ねた居場所づくりにより、生活支援コーディネーターとともにサロン立ち上げにつなげている。

地区社協とCSWの実践

長久手市社会福祉協議会では、「今後の地域包括ケアシステムを念頭に、実際に地域福祉の重要な役割を担う組織」（長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会編、2014：61）として、地区社協の設置を順次進めてきた。具体的な取り組みとして、認知症の予防、閉じこもり・ひきこもりの防止、子育て不安の軽減を中心に、発達障がい、うつ病、自殺、アルコール依存症、孤立死、虐待、MCI（軽度認知機能障がい）などの隠れた「潜在的ニーズ」を把握するために地域へ出向く「アウトリーチ（訪問支援）」活動を主として、CSWを中心に早期発見、早期対応ができる「感度のよいコミュニティ」を作ることを目的としている。

地区社協の組織図については、「法規定はなく、地域の現状にあわせた支え合いができるよう、組織図も住民の方と相談して作り上げて」（同上：61）おり、運営委員会、テーマ部会の二部構成となっている（図4）。運営委員会はCSW、民生委員・児童委員、自治会連合会役員、まちづくり協議会役員（西小学校区）で構成され

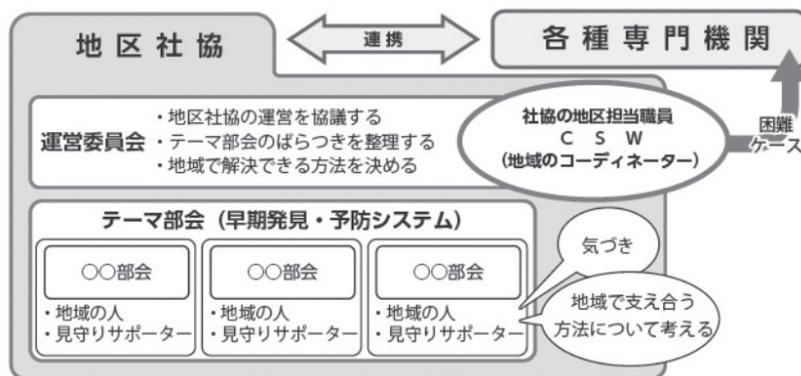


図4 地区社協の組織図

(長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会編, 2014: 61)

ている。運営委員長はCSWであるが、すでに多くの役割を担っている民生委員・児童委員に追加で仕事を願うことによる負担の増加を避けるため、CSWが地区社協の運営委員長となって、事務を行っていくことを意図している。副運営委員長は民生委員・児童委員の中から選出し、チラシ配布や地域での学習会を集会所で行っていくために自治会連合会役員を1名加え、運営委員としている。運営委員では、地区社協の運営について協議をするために、毎月1回会議を行っている。

テーマ部会に関しては、①認知症予防部会、②閉じこもり・ひきこもり防止部会、③子育て不安軽減部会の3つのテーマ部会で構成することとなった。各テーマ部長はCSWであり、部会員は「見守りサポーター ながくて」や各テーマに興味関心のある方、当事者やその家族など地域住民であれば誰でも参加可能となっている。

これまでCSWの対応してきた主な相談事例では、不登校、ひきこもり、ゴミ屋敷、動物の多頭飼育、税金の滞納等による生活困窮、統合失調症、双極性障害などの精神疾患によるサービス利用拒否や家族不和、近隣住民とのトラブル、自殺企図、発達障がい、特定疾患、子育て不安などに関することがあげられる。また、これらの福祉課題を複合的に抱えている世帯も見受けられた。ひきこもりや支援拒否、家族不和、近隣トラブル、動物の多頭飼育の問題などは、SOSも出されず、また明確な相談窓口がなく行政などでも見逃され続けていたケースと考えられる。

また、小学校区ごとの民生委員・児童委員や自治会連合会役員など、将来的に地区社協の運営委員になっていただきたい方を対象に、月に1回地域福祉学習会としてCSWにより福祉講話を実施した。テーマは、アルツハイマー型認知症、閉じこもり・ひきこもり（特に高齢者）、うつ病と自死、アルコール依存症、介護のワンポ

イントアドバイス、子育て不安、発達障がい、高齢者虐待、MCI（軽度認知機能障がい）、生活福祉資金などである。これらのテーマについてCSWが30分から1時間程度講話をし、その後意見交換を行う。この地域福祉学習会を通して、地域に潜在的にある福祉課題に対して民生委員・児童委員や自治会連合会役員と共通認識を持ち、地区社協のあり方について運営委員で考える基盤を作ってきた。地域福祉学習会のテーマに関しては、他にも統合失調症、ゴミ屋敷、過剰多頭飼育、パーソナリティ障がい、ひきこもり（特に若者）、乳幼児期の発達（ピック病、レビー小体型による）認知症などがあり、地区社協の設置のためだけではなく、CSWがサロン等に訪問し講話を行い、その後相談やグループワークを行っている。

CSWの個別相談においても、統合失調症やパーソナリティ障がいの方と近隣住民との間でトラブルのあった地域で、関連する精神疾患に関して地域住民や民生委員・児童委員、「見守りサポーター ながくて」を対象として地域福祉学習会を行い、教育的啓発活動を行っている事例もある。「制度の狭間」の課題の多くが「気になる住民がいる」「あの人が困る」として持ち込まれるケースが多く、近隣への配慮・トラブルとして現象化するため、「見守りサポーター ながくて」のマッチング、マネジメントや地域福祉学習会の実施による近隣トラブルへの対応は、CSWとして「制度の狭間」を支援するシステム構築のために欠かせないものである。

なお、地域福祉学習会については、「病気に対する啓発」だけではなく、「病気と本人の人柄とは別である」ということをも強調して、①早期発見のための教育的啓発、②偏見をなくすことの2点を主な目的として資料を作成し、講話を行っている。地域福祉学習会実施により、「疾患等について知ることで、対象者を見る目が変

わった」、「あたたかい目で対応できる」や、「自分が病気になるでも安心できる」という声をいただいている。このように、排除をつくらぬ地域環境整備と、地域住民による問題解決のための地域支援が試みられていることに特徴がある。

地区社協設立後、認知症予防部会、閉じこもり・ひきこもり防止部会、子育て不安軽減部会の3つの部会立ち上げについて運営委員会で検討された。柱となった事業のひとつが、「もりもり元気食堂」事業である。事業の目的は、①子育て不安を抱えた世帯の早期発見・早期対応が出来るしくみを住民とともに作る、②貧困や孤食などのニーズに対応する、③運営する民生委員・児童委員や地域住民の発見機能及び解決力を向上させる、の3つである。順にみていこう。

①については、上述の通り、地区社協の目的である「感度の良いコミュニティ」作りを目的とするため、「貧困対策」を前面に打ち出すことは避けた。幅広く参加者を集い、楽しく食事をともにしながら、そこにCSWもおり、また民生委員・児童委員や主任児童委員らも運営スタッフとして参加することで、子育て不安や悩みを抱えている世帯、また不安を抱えている子どもの声を拾えるようになることを目的とした。これにより、発達障害のある子ども本人からの相談や、元々市役所、主任児童委員らが介入を試みていた、支援の必要性がある世帯の生活状況や母子関係の把握につながったケースがあった。

②については、「貧困対策」を前面に打ち出すことは避けたが、同時に、貧困世帯でも参加しやすいことを前提とした。運営委員会にて話し合った結果、食事代については給食費に準じて一食250円とした。また、これを実現するために、自宅で野菜を育てている方等近隣住民から、野菜、果物、お米、お肉等の寄付を募ることとした。結果として、3年間とも基本的には参加費収入のみで賄うことができた。

③については、地域住民とともに企画し、実施することで、単に早期発見・早期対応ができる「居場所」や「しくみ」を作るだけでなく、運営に関わる民生委員・児童委員、主任児童委員、「見守りサポーター ながくて」らの発見機能を強化し、住民の「地域で子育てをする」という意識を醸成することも、CSWとして本事業を企画する目的の一つとした。詳しくは後述するが、「夜ご飯の孤食」「食べるものがない」等のニーズを地域住民が発見し、解決のための取り組みとして、夜ご飯を予約不要、無償で提供する「もりもり元気食堂」“延長版”を住民が自ら企画、実施できるようになった。

表3 「もりもり元気食堂」「さくさく宿題教室」開催状況

実施年度		2015年度	2016年度	2017年度
実施回数		夏休み期間で6日		
元気食堂 参加人数	子ども (参加率)	83 (48.8%)	176 (97.8%)	187 (103.9%)
	定員	170	180	180
	大人	1	5	2
宿題教室 参加人数		31	85	90
運営 スタッフ	民生委員・ 児童委員	22	27	30
	地域ボラン ティア	12	8	34
	大学生	29	30	33
	社協・市職員	10	39	22

子どもサロン「もりもり元気食堂」及び「さくさく宿題教室」は、給食のない夏休みに、市内の小中学生を主な対象として、予約制で実施する。午前9時頃から運営スタッフとして民生委員・児童委員、「見守りサポーター ながくて」、地域住民ボランティア、大学生らで集まり、食事の準備を行う。午前11時半頃から子ども達が集まり、サラダの盛り付けやデザート作り等を運営スタッフの指導の下で手伝い、ともに食事をとる。その後、希望者のみそのまま会場に残り、大学生の協力により夏休みの宿題を行う。

この事業の特筆すべき点として、2017年度では、民生委員・児童委員の参加が延べ30人あったことに加え、地域住民のボランティアが前回から26人増え、延べ34人の参加を得たことが挙げられる。これは、子どもサロン「もりもり元気食堂」の実践を通じて運営委員を中心に参加意欲が高まり、またそれが地域住民にも波及的に広がったことにより、参加する住民ボランティアが増えたのではないかと考えられる。成果としては、元々市役所、主任児童委員らが介入を試みていた、支援の必要性がある世帯の参加を得ることができ、より細やかな生活状況や母子関係をCSW、民生委員・児童委員にて確認できたことや、貧困や孤食などのニーズのある子どもの参加を得て、そこから民生委員・児童委員が「夜ご飯に食べるものがない」、「孤食である」というニーズがあることを発見し、民生委員・児童委員自ら企画・立案し、「もりもり元気食堂」“延長版”の開催につながった。

子どもサロン「もりもり元気食堂」にて、民生委員・児童委員が、ある子どもとの食事のふとした会話の中で、以下の話を聞いたことがきっかけとなった。「お母さん、夜まで働いていることがあって、夜ご飯にパンを買ってきてくれるから一人で食べるんだ。でも、買うのを忘れちゃうこともあるんだ」。これを受け、民生委員・

児童委員からCSWに、「何とかしたい」と相談があった。「夜ご飯の孤食」、「食べるものがない」などのニーズがあり、また同様のニーズを抱えた子どもが他にもいる可能性もあり、協議の結果、「もりもり元気食堂」「延長版」を開催することとした。急遽、運営スタッフである民生委員・児童委員や「見守りサポーター ながくて」らで集まり、上述のケースを共有し、「延長版」の開催について話し合った。

「夜ご飯に食べるものがない」、「孤食である」というニーズに対応するために、夜、予約不要で、無償でご飯を食べられる場にする事とした。また周知に際しては、「孤食対策」等は前面に出さず、「地域の皆さまからの野菜、お米の寄付が余ったため、感謝の意を込めて“延長版”を開催します」と謳うこととした。周知は、大々的に行うのではなく、あえて「もりもり元気食堂」内にて口頭で周知することと、会場にチラシを掲示するだけとした。全体を通じて、「見えない化」をテーマとして母子家庭の児童や孤食などのニーズを抱えている児童が、少しでも負い目を感じることなく参加できるような環境設定を重視し、話し合いを進めていった。

参加人数については、3日間で子ども41人、大人13人であった。お米は一升炊き、全てなくなった日もあった。ご飯が余った日については、冷凍し、会場の冷凍庫に保管し、日中、子どもが自由に食べられるよう調整した。参加者としては、小学生、中学生、夜間勉強にきていた高校生、またCSWがケースとして関わっている親子等が参加した。小学生らについては、午後3時頃から会場にやってきて、豚汁やご飯が出来上がるのを待っている子どもも複数いた。新たに、母子家庭ではないが、親が共働きであり夜遅くまでご飯がない子どもや、母親はいるが「家で疲れて寝ている」といった子どもの参加も得ることができた。

“延長版”の開催を通じて、西小学校区にも実際に孤食、夜ご飯がないなどのニーズがある児童がいることが明らかとなり、同時に、民生委員・児童委員らとも実感としてそれを共有することができた。また、これらのニーズの発見から、解決方法の企画、話し合い、実施に至るまでのプロセスを、インフォーマルサポートとして民生委員・児童委員や「見守りサポーター ながくて」などの地域住民と協働で行うことで、運営する民生委員・児童委員や地域住民の発見機能及び解決力を向上させることができたことが、全体を通しての大きな成果であるといえる。

5. 考察

以上、長久手市におけるCSWによる地域コミュニティ形成のあり方を見てきたわけだが、最後に、冒頭に示した本稿の問いに引き付けて検討してみよう。長久手市では、人口増にもかかわらず、将来の人口減を見越した地域再編の取り組みが行われている。福祉政策としての「地域共生社会」推進を活用する形で地域コミュニティ形成を行う取り組みである。人口減少や、財政難などが深刻化していないとはいえ、2035年をピークとして人口が減少し、高齢化が進み多額の予算が必要となるなかで、(想定される)予算減、それを「地域参加」の必要性というロジックにより、地域コミュニティ形成を促す自治体のコミュニティ政策とみることができる。ここで問題となるのは、長久手市において地域コミュニティ形成の基盤、資源など「強み」が欠けていることである。

こうした課題に対して重要な役割を果たしているのが、前節でみてきたCSWの実践である。CSWは、担当小学校区的全戸訪問(アウトリーチ)、「見守りサポーター ながくて」の養成、地域福祉学習会、地区社協の各テーマ部会やサロンなど早期発見のための場づくりを行い、そこで発見され、CSWに情報がつながったケースに対しては、各種相談機関につなげ、CSWが継続的に面接を行うなどして解決に向け進める。その後、地域で支え続けるしくみとして、「見守りサポーター」上級(現「ご近所パートナー」)のマッチング、マネジメントを行う。このように、CSWがコミュニティ資源を創出し、地域コミュニティによる課題解決力を高めている点に注意したい。

CSWの活動実績としては、2019年度の相談件数3,280ケース、アウトリーチ1,723件、担い手を活用した相談事例20事例、個別支援に関わった方の力を借りた地域支援4回となっている。前節で検討してきたような、CSWによる直接的な支援だけではなく、支援を受けた側がコミュニティへの参画、課題解決につながる方法を模索していることがわかる。このようなCSWを基盤とした地域コミュニティ形成の含意を2点指摘することができる。

第一に、福祉コミュニティをめぐる議論で焦点化される「弱い市民」の参画促進である。長久手市の取り組みでは、「見守りサポーター」など、地域参加の少ない住民層の参加を目的とした取り組みを進めている。CSWと連携した「見守りサポーター」の養成により、地域参加を主体的に行う「強い市民」層だけでなく、新たに参加する層を地域福祉活動の主体としての参画を促すしく

みである。さらに、地域福祉学習会やサロン、子ども食堂を通じたアウトリーチ機能を高め、「弱い市民」が地域コミュニティ活動に参画することをCSWがサポートする点に注意したい。

第二に、CSWによる、資源がない地域に対しての資源創出、エンパワメントである。サロン活動など地域住民の交流の場づくり、見守りの場としての機能創出、「地域福祉学習会」により裾野を広げ、支援を受ける側が、支援する側へと転換を促す取り組みである。また、排除をつくらない地域環境整備と、地域住民による問題解決のための地域支援をCSWが担う。こうしたコミュニティ資源創出から、地域コミュニティ形成を進めることが目指されている。

以上の点から、長久手市のCSWによる地域コミュニティ形成において、コミュニティ資源が薄く、いわゆる「強み」、ストレングスのない条件においても、地域コミュニティを形成する方法の一端を見出すことができる。今後、「地域共生社会」推進政策において、多くの地域で、決して潤沢とはいえないソーシャル・キャピタルや自治的基盤のなかで、地域コミュニティに課題解決を求める動きが強まることが予想される。本稿で検討してきた、長久手市の福祉政策を基盤としたCSWによる地域コミュニティ形成は、こうした課題に対して一定の展開可能性を示唆するものと思われる⁹⁾。

付記

本稿は、JSPS 科研18K02066、およびJSPS 科研20H00083による研究成果の一部である。

注

- 1) 愛知県立大学大学院博士後期課程、長久手市社会福祉協議会。本稿は、1～3、5節を松宮、4節を加藤が分担執筆した上で、相互に調整を行っている。
- 2) 日本のCSWの理論的源流であるパークレイ報告の背景には、「公的サービスの不足を家族や近隣といったインフォーマルネットワークを活用することで補っていかうとする考え方」があったとされる点(花城, 2002: 114)に注意しておく必要がある。大阪府の場合、2009年以降、補助金が交付金に変わり、独自財源による補填が必要となった(室田, 2012; 松端, 2018)ように、財政的にはゆとりのある自治体でしか実現できない懸念がある。なお、堺市での独自の取り組みについては、澤井(2019)を参照。筆者らによるCSWをめぐる議論としては、加藤・有間・松宮(2015, 2016)を参照。
- 3) 松宮は、愛知万博が開催された2005年以降、都市農業の振興、地域福祉計画策定(佐野・松宮, 2013)や、高齢者福祉計画にかかわる調査の委託(松宮, 2013, 2014, 2015)、佐野・松宮(2013)、大学連携をめぐる参画型協働調査である松宮ほか(2018)、小島ほか(2018)、笹山ほか(2019)など、長久手市における地域のさまざまな取り組みに参加しつつ調査を実施している。こうした調査の方法については松宮(2011, 2017, 2018)で論じた。

加藤は、長久手市社会福祉協議会のCSWとして勤務し、その実践について研究を進めている(加藤, 2018, 2019)。なお、本研究で扱う事例については、倫理的配慮として個人が特定されないようにしているとともに、実践事例の掲載については長久手市社会福祉協議会の許可を得ている。

- 4) 『朝日新聞』2015年8月24日朝刊。
- 5) 『中日新聞』2019年2月5日朝刊。
- 6) CSWは市ではなく、社会福祉協議会による配置であるが、市からの予算化により実現している。市としては、「地域共生ステーション」への人員配置を進めている。なお、長久手市としては、「多機関協働相談支援包括化推進事業」「地域力強化推進事業」として、「地域共生社会」推進に向けた予算を計上している。
- 7) 「ながくての統計」各年度版より作成。https://www.city.nagakute.lg.jp/jyohou/toukei/nagakute_toukei/index.html、2020年6月30日閲覧。
- 8) 本節は、加藤(2018)の記述をもとに、最新のデータを加え再構成している。
- 9) 2020年度に、長久手市社会福祉協議会におけるCSWの体制に大きな変更があった。本稿は2019年度までの実践であることを断っておきたい。なお、第二次の長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画(長久手市・長久手市社会福祉協議会編, 2019)をめぐる議論については、加藤による別稿を準備している。

文献

- 天田城介, 2018, 『『地域包括ケア』において後退する『社会的な問い』』『保健医療社会学論集』29(1): 9-16.
- 石田光規, 2015, 『つながりづくりの隘路』ミネルヴァ書房.
- 加藤昭宏, 2018, 「コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの支援の展開可能性について」『人間発達学研究』9: 43-55.
- 加藤昭宏, 2019, 「コミュニティソーシャルワークにおける個別支援と地域支援の統合の可能性」『日本の地域福祉』32: 48-59.
- 加藤昭宏・有間裕季・松宮朝, 2015, 「地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーカーの実践(上)」『人間発達学研究』6: 13-26.
- 加藤昭宏・有間裕季・松宮朝, 2016, 「地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーカーの実践(下)」『人間発達学研究』7: 31-50.
- 勝部麗子, 2014, 「大都市における地域福祉の展開」大橋謙策編著『ケアとコミュニティ』ミネルヴァ書房.
- 勝部麗子, 2016, 『ひとりぼっちをつくらない』全国社会福祉協議会.
- 河合克義, 2018, 「『我が事・丸ごと』地域共生社会とコミュニティ・ソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』44(1): 5-18.
- 草郷孝好, 2015, 「市民主導の地域社会構築とアクション・リサーチ」『人間福祉学研究』8(1): 27-40.
- 熊谷文枝, 2018, 『『地域力』で立ち向かう人口減少社会』ミネルヴァ書房.
- 小島祥美・石井晴雄・川原千香子・笹山実希・松宮朝, 2018, 「地域社会への貢献をめざした大学間連携の実践」『愛知淑徳大学アクティブラーニング』11: 33-46.
- 小林良彰・廣瀬和彦, 2019, 「事業別自治体財政需要第152回自治体施策と住みやすさ」『地方財務』779: 136-154.
- 笹山実希・小島祥美・石井晴雄・川原千香子・松宮朝, 2019, 「市民活動報告 地域社会への貢献をめざした大学間連携の可能性」『東海社会学年報』11: 106-113.
- 佐野治・松宮朝, 2013, 「長久手市地域福祉計画策定に向けての市

- 民意調査報告』『社会福祉研究』15: 21-33.
- 澤井勝, 2019, 「地域福祉政策とその財源」新川達郎・川島典子編著『地域福祉政策論』学文社.
- 高木寛之, 2016, 「地域特性を捉える視点に関する基礎研究」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』11: 31-40.
- 高木俊之, 2018, 「地域福祉とアソシエーション」『名古屋大学社会学論集』38: 39-59.
- 武川正吾, 2006, 『地域福祉の主流化』法律文化社.
- 地域力強化検討会編, 2017, 『地域力強化検討会最終とりまとめ』.
- 長久手市編, 2017a, 『長久手市将来人口推計報告書』.
- 長久手市編, 2017b, 『平成28年度長久手市市民意識調査』.
- 長久手市・長久手市社会福祉協議会編, 2014, 『長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画』.
- 長久手市・長久手市社会福祉協議会編, 2019, 『第2次長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画・長久手市地域自殺対策計画』.
- 二木立, 2018, 「地域共生社会・地域包括ケアと医療の関わり」『地域福祉研究』46: 8-14.
- 野村総合研究所編, 2013, 『コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）調査研究事業報告書』.
- 花城暢一, 2002, 「コミュニティソーシャルワークの展開に関する一考察」『社会福祉学』43(1): 112-124.
- 狭間香代子, 2016, 『ソーシャルワーク実践における社会資源の創出』関西大学出版部.
- 藤井博史, 2018, 「地域共生社会を実現する社会福祉協議会の課題」『社会福祉研究』132: 45-54.
- 藤井博之・二木立, 2018, 「『地域共生社会』と地域包括ケアシステムの実現に向けた多職種連携」『ソーシャルワーク研究』44(1): 28-35.
- 増田寛也編著, 2014, 『地方消滅』中央公論新社.
- 松端克文, 2018, 『地域の見方を変えると福祉実践が変わる』ミネルヴァ書房.
- 松宮朝, 2011, 「大学における地域連携・地域貢献と社会調査をめぐるノート」『人間発達学研究』2: 43-50.
- 松宮朝, 2013, 「都市における農の活動」碓井崧・松宮朝編著『食と農のコミュニティ論』創元社.
- 松宮朝, 2014, 「『地域参加』の施策化をめぐる」『社会福祉研究』16: 15-28.
- 松宮朝, 2015, 「結節点としての喫茶店」『愛知県立大学教育福祉学部紀要』63: 75-88.
- 松宮朝, 2017, 「地域コミュニティにおける排除と公共性」金子勇編著『計画化と公共性』ミネルヴァ書房.
- 松宮朝, 2018, 「地域コミュニティと排除をめぐる調査方法論」『人間発達学研究』9: 103-110.
- 松宮朝・石井晴雄・川原千香子・小島祥美・中根多恵・笹山実希, 2018, 「大学連携におけるボランティア活動推進をめぐる課題」『共生の文化研究』12: 26-47.
- 三島亜紀子, 2017, 『社会福祉学は、「社会」をどうとらえてきたのか』勁草書房.
- 室田信一, 2012, 「大阪府茨木市のコミュニティソーシャルワーカー配置事業」『貧困研究』9: 63-71.
- 吉田一平, 2017, 「わずらわしいまち：まごって暮らすまちづくり」『東海社会学会年報』9: 10-16.
- 吉村輝彦, 2017, 「『たつせがある』まちづくりの推進」日本福祉大学アジア福祉社会開発研究センター編『地域共生の開発福祉』ミネルヴァ書房.
- 和田清美編著, 2018, 『現代福祉コミュニティ論』学文社.